

社団法人 日本図書館協会 図書館学教育部会

会 報 第 84 号

2008 (平成20) 年 7 月 19 日発行 編集・発行 図書館学教育部会

目 次

2008年度 図書館学教育部会総会が開かれました	1
2008年度 第1回研究集会報告(2008年4月26日開催)	1
テーマ: 図書館法改正案、並びに、JLA専門職認定作業の新展開	
講演1: 図書館法改正をめぐって — 文部科学省生涯学習政策局社会教育課企画官 — (栗原祐司)	5
講演2: 図書館法改正案に関する日本図書館協会の意見 (松岡 要)	8
講演3: JLA専門職認定作業の新展開 (大谷康晴)	11
質疑応答	14
参加者の感想 2008年度第1回研究集会に参加して (山本貴子)	16
図書館法改正案と成長する有機体 (下田尊久)	17
司書養成問題に絞り込んだ議論が必要 (吉田暁史)	17
参加者のアンケートから	18
2008年度 全国図書館大会図書館学教育分科会のご案内(9月19日、神戸で開催)	20

2008年度 図書館学教育部会総会が開かれました

日 時: 2008年4月26日(土) 12:00~12:50
場 所: 日本図書館協会会館2階研修室
出席者: 21名 委任状提出者108名 計129名
(会員数215名)

1. 会勢報告

2008年4月26日現在、当部会会員215名。昨年度当初の224名から9名減している。(ただし15名の新規入会があった)出席者21名、委任状提出者108名が確認され、計129名、総会が成立することが報告された。(定款第29条 総会はその構成資格をもつ会員の10分の1以上の出席により成立。)

2. 議長、議事録署名人の選出

高橋昇氏を議長に、小山憲司氏を議事録署名人に選出した。

3. 議事

1) 2007年度活動報告

志保田務部会長より、配布資料に基づき、2007年度活動報告があり、異議なく了承された。なお、第23期部会の手で編纂が続けられていた『日本の図書館情報学教育2005』が刊行されたことが報告された。

2) 2007年度決算報告(表1)

谷本達哉幹事(会計担当)より、配布資料に基づいて、2007年度会計決算報告があり、異議なく了承された。

3) 2007年度会計監査報告

渡辺信一会計監査より、監査の結果、問題がないことが報告され、異議なく了承された。付言として、会勢の一層の活発化のための提案がなされた。

4) 2008年度事業計画案

志保田部会長より、配布資料に基づいて2008年度事業計画案の説明があり、異議なく了承された。

5) 2008年度予算案(表2)

谷本幹事(会計担当)より、配布資料に基づいて2008年度予算案の説明があった。ちなみに、会員数の見積もりが低いとの出席者からの指摘があったが、現実に合わせての処置であることが説明された。

また『日本の図書館情報学 [2010]』に向けた予算組みの必要が指摘されたが、本部会の担当とは決定していないので、今期の決算で処理するものと回答。原案どおり了承された。(以上)

◆2008年度総会資料

1. 2007年度活動報告

1) 総括

(1) 活動方向

当部会は、日本図書館協会(以下、JLA)のなかにある図書館情報学教育者集団という立場から、例年どおり[A 司書養成次元]、[B 現職者のキャリアアップ次元]、[C 関係諸機構との調整]この三点をポイントに活動を進めた。

[A 司書養成次元] 図書館法の改正が見込まれ、法第5条1項第2号「大学における科目」が同施行規則上に提示されると見た。この「大学における科目」(第2号)を、司書講習の規定と入れ替え、第1号に直し、大学における科目の司書科目準用からの脱却を目指した。これは、常務理事会見解の下地ともいえる一致である。「大学における科目」は講習科目で1単位とされた演習科目が、2単位相当の時間数を必要とする点を保障するよう図るものである。ただし極端な増単位を避けて部会幹事会第1次案を立案し常務理事会に示した。ただし、なお推敲を要する状況にある。

[B 現職者のキャリアアップ次元] 関係では上記のほか、専門職制度検討チーム(4次)において展開されるが、同チームに当部会の部会長が加わり、連携のポイントを探った。

[C 関係諸機構との調整] では下記が焦点である。国の図書館関係(文科省の「これからの図書館の在り方検討協力者会議」など)、各館種・関係協議会との接触、学会(日本図書館情報学会のLIPERなど)さらには、JLA内での、調整、意志の疎通を図り、図書館大会、研究集会において関係者から報告を求めた。

(2) 部会活動全体に関する自己評価

総会、第93回全国図書館大会(第6分科会)、研究集会(年2回)は予定どおり着実に実行し、公刊の

『部会報』(80-82号)で内容を報告した。同時に部会ホームページを逐次更新、電子版(週及を含む)へ進出した。なお、幹事会は「大学における図書館に関する科目」の検討を行うなど活動した。しかし計画に挙げていた社会人大学院に関しては研究集会における2、3の大学の事情聴取、検討にとどまり、悉皆的な調査に至っていない。90%と自己評価する。

(3) 担当分野における課題

常務理事会の掌握範囲にある「専門職制度検討チーム」との関係性を調節する必要がある。全国図書館大会等で同チームに、関係事項発表の場を依頼しているが、同チームが別個に分散会等を持つよう進言すべき時期と考える。また司書養成科目の検討などにおいて、すべての会員をバックにする常務理事会と、研究者集団という性格を有している当部会の見解、立場をどのように調整、一致させるか、これも課題の一つである。

2) 部会総会

日時: 2007年4月28日(土)

於: 日本図書館協会会館研修室

出席者: 20名、委任状提出者89名

(部会員総数228: 定足数を満たし、成立)

議長: 菅原春雄(文教大学)

議事録署名人: 金容媛(駿河台大学)

議題:

1 2006年度事業報告および決算

2 2007年度事業計画および予算

3 第25期(協会第31期)部会選挙報告

漢那憲治選挙管理委員長より、2006年12月から2007年1月にかけて実施された第25期役員選挙結果について、配布資料に基づいて報告があった。

投票総数: 86(うち白票1票)

部会長: 志保田務

幹事: 柴田正美、柳勝文、谷本達哉、前川和子、竹内比呂也

監査: 渡辺信一、漢那憲治

部会長指名幹事として、志保田部会長から、山本順一、福田博同、川崎秀子を指名したことが報告された。現選挙管理委員長の漢那が会計監査に選出され、選挙管理委員の川崎が幹事に指名されたことに伴い、選挙管理委員長に村上泰子が、選挙管理委員に慈道佐代子、中島幸子の2名を指名した。

3) 事業、活動、研修、シンポジウム、集会等

i 第93回全国図書館大会(東京)第6分科会

日時: 2007年10月30日(火)

於：国立オリンピック記念青少年総合センター
参加者：107名
テーマ：「これからの図書館」と司書養成・研修
基調講演：金容媛（駿河台大学）
講演：糸賀雅児（慶應義塾大学）「雇用多様化の時代における図書館専門職員の養成—主流は学部か大学院か—」
報告：渡部徹（文部科学省）「教育基本法の改正と図書館の振興」／原田智子（鶴見大学）
「鶴見大学文学部ドキュメンテーション学科における司書養成教育」／二宮嘉須彦（郡山女子大学）「よりわかりやすい授業にするために—司書課程受講の短大生の実態？把握—」／根本彰（東京大学）「司書養成の歴史的課題を確認する」
一連の報告の後、糸賀、二宮、根本、原田氏によるパネルディスカッションを行った。

ii 研究集会

[第1回]

日時：2007年4月28日（土）
於：日本図書館協会会館研修室
テーマ：図書館情報学教育の「いま」と「これから」
報告1：『これからの図書館』をめぐる現段階（志保田務（日本図書館協会図書館学教育部会長））
報告2：『日本の図書館情報学教育2005』編集の進捗状況（糸賀雅児（慶應義塾大学））
講演：40年の空隙を埋める—1968年省令改正と今—（根本彰（東京大学））
報告3：近畿地区における図書館情報学教員の交流（柳勝文（龍谷大学））
報告4：西日本図書館学担当教員連絡協議会について（佐藤允昭（別府大学））
参加者：43名（講師・幹事等の関係者を含む）

[第2回]

日時：2007年12月8日（土）
於：龍谷大学大宮学舎
テーマ：「これからの図書館」と司書養成
講演1：日本図書館協会の図書館学教育部会活動と図書館関係文部科学行政（志保田務（日本図書館協会図書館学教育部会長））
講演2：司書養成制度をめぐる国の動向—図書館法と省令科目の改正を中心に—（糸賀雅児（慶應義塾大学））

講演3：知識情報社会における情報専門職養成とそのコア領域—大阪市立大学大学院創造都市研究科都市情報学専攻のカリキュラムの構成から—（北克一（大阪市立大学））
報告1：司書課程は何を教えられるのか：教員として考えていること（川原亜希世（近畿大学））
報告2：梶山女学園大学・司書課程の現状—短期大学から文化情報学部へ（深井耀子（梶山女学園大学））
報告3：女子大学における司書課程の役割と学内カリキュラムにおける位置づけ—京都ノートルダム女子大学の取組から—（岩崎れい（京都ノートルダム女子大学））

パネルディスカッション

コーディネータ：山本順一（筑波大学）

参加者 41名（講師・幹事等の関係者を含む）

4) 刊行物（報告書、資料、パンフ、ポスター等）

i 部会報：80号～82号の刊行。

ページ数では、24p、22p、24pと充実した。

ii 『日本の図書館情報学教育2005』発行に向けて、最終の作業段階まで進んだ。

『司書資格取得者就職状況調査』については、もはや資料的意義も薄れたと言わざるを得ず、刊行断念と決した。

5) 独自の調査活動

該当事項なし

6) その他の事業活動

該当事項なし

7) 幹事会の開催

[第1回] 2007年4月8日（日）於：ホテルグランヴィア内・佛教大学会議室（京都市）

[第2回] 2007年4月28日（土）於：日本図書館協会会議室（東京）

[第3回] 2007年10月30日（火）於：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京）

[第4回] 2007年12月8日（土）於：龍谷大学大宮学舎（京都市）

[第5回] 2008年2月24日（日）於：ホテルグランヴィア内・佛教大学会議室（京都市）

[第6回] 2008年3月8日（土）於：アビコ・アトレ（大阪市）関西委員会議

[第7回] 2008年3月10日（月）於：日本図書館協会会議室（東京）関東委員会議

幹事が東京圏、近畿圏に分散（選出）のため、全員

で集まることが難しい。第6、7回は東西に分けて開催した。これによって幹事会の出席率は高く70%を超えている。

8) Webサイト、メーリングリストの運営状況

- ・Webサイト運営。部会報にリンクするHPを有する
- ・メーリングリスト：幹事間に通じる

『会報』の遡及電子化を進めているが、入手できていない古い号がある。

2. 2007年度会計決算・監査報告

1) 2007年度決算報告

(表1) (単位：円)

	費目	予算	決算
収入の部	部会費収入	460,000	442,000
	事業収入	40,000	44,500
	部会交付金	180,000	180,000
	研究集会助成	100,000	100,000
	繰越金	458,319	458,319
	収入の部合計	1,238,319	1,224,819
支出の部	事務用品費	5,000	0
	振込手数料	23,000	18,840
	通信費	170,000	123,070
	交通費	310,000	224,500
	会報等印刷費	250,000	188,370
	会報電子化準備費	40,000	0
	研究集会等費	300,000	159,969
	調査・編集費	50,000	0
	予備費	80,319	0
	選挙管理費	10,000	0
	繰越金		510,070
	支出の部合計	1,238,319	1,224,819

2) 監査報告

監査報告

監査の結果、執行及び証書保管について、問題はありません。

平成20年4月16日

会計監査 渡辺 信一 ㊟

平成20年4月16日

会計監査 漢那 憲治 ㊟

3. 2008年度事業計画案

活動計画

- (1) 総会の開催（4月26日）
- (2) 第94回全国図書館大会（兵庫大会）図書館学教育分科会の運営
- (3) 研究集会の開催（年度内に2回）
- (4) 部会報の発行（年度内に2～3回程度）
- (5) 2007年度に引き続き過去の『部会報』の電子化およびweb上の公開
- (6) 幹事会（年6～8回開催）

本年度も昨年度に引き続き活動経費の不足の問題がある。研究集会における発表者の選出、幹事会開催、部会運営の諸経費など出費に対する抑制・工夫は引き続き必要となる。部会員のさらなる参加（入会勧誘）、会費の着実な納付を望みたい。さらに、研究集会等が会員にとって実りあるものとなるために、それらの集いに各会員の問題意識を結集していきたい。なお、この部会では、会独自の部会費（年2000円）を集めている。

4. 2008年度会計予算案

(表2) (単位：円)

	費目	金額	摘要
収入の部	部会費収入	430,000	210名(件)分と未納分
	事業収入	40,000	研究集会参加費など
	部会交付金	180,000	図書館協会から
	研究集会助成	100,000	同上
	繰越金	510,070	2007年度会計から
	収入の部合計	1,260,070	
支出の部	事務用品費	5,000	事務用品など
	振込手数料	25,800	部会費振込など (215名×120円)
	通信費	150,000	部会報等の発送など
	交通費	270,000	幹事会交通費など
	会報等印刷費	230,000	部会報発行など
	会報電子化準備費	40,000	部会報の電子化
	研究集会等費	300,000	講師交通費など
	調査・編集費	50,000	図書館情報学教育の調査研究
	予備費	89,270	
	選挙管理費	100,000	選挙管理関係費用
	支出の部合計	1,260,070	

<講演>

図書館法改正をめぐって

栗原 祐司

(文部科学省生涯学習政策局社会教育課企画官)

1. 半世紀ぶりの大改正

図書館に関しては、戦前から明治32年の図書館令、同39年の「公立図書館職員ノ俸禄に関スル件」による司書の制度化等をはじめとする法制化が図られていたが、戦後、米国教育使節団の報告書を踏まえ、CIE（民間情報教育局）の指導のもと、教育基本法及び社会教育法に基づく新たな法体系として昭和25年に図書館法の整備が図られた。

図書館法は、制定以来今日まで17回の改正が行われてきているが、そのほとんどが他の法令の改正に伴う規定の整備や地方分権、規制緩和等の一括法等によるもので、図書館法自らが改正を行ったのは、司書及び司書補の講習委嘱対象を「教育学部又は学芸学部を有する大学」に限定していたのを「大学」に改めた昭和27年の法改正と、公立図書館の補助金に関する規定を改めた34年の法改正のみで、今回の法改正は、まさにおよそ半世紀ぶりの大きな改正ということになる。昭和26年に制定された博物館法についても、同じく昭和30年以降大きな改正を行っておらず、今回の「社会教育法等の一部を改正する法律案」は、教育基本法の改正を踏まえつつも、永年の課題であった図書館及び博物館法制を見直す絶好の機会であった。

文部科学省においては、これまでの日本図書館協会や協力者会議等における議論も踏まえつつ、中央教育審議会生涯学習分科会に制度問題小委員会を設けて社会教育法制全般について幅広く御検討いただき、平成20年2月19日にまとめていただいた答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」を受けて、社会教育法、図書館法及び博物館法の改正案を2月29日に国会に提出した。

(その後、同法案は国会の審議の末、6月4日に参議院本会議で可決・成立し、6月11日に公布・施行された。)

2. 我が国の図書館の現状

図書館法制定当時の我が国の公共図書館（公立及び私立図書館）は、1,500館程度であったが、図書館数は年々増加し、平成17年度には約3,000館となっている。しかし、市（区）ではほぼすべての地方公共団体に図書館が設置されているものの、町立は約5割、村立で約2割程度の整備率にとどまっており、人口10万人当たりの図書館数は約2.3館で、G7各国の中で最下位に位置する。

図書館の職員については、平成17年度には約31,000人、1館当たり平均10.3人となっているが、専門的職員である司書は1館当たり平均約4.3人のみの配置であり、専任職員は減少傾向にある。また、専任の司書が配置されている図書館（分館も含む）は、市（区）立、町立では6割台、村立では4割台にとどまっている。

一方、図書館1館当たりの貸出冊数は年々増加傾向にあり、図書館は他の生涯学習施設と比べて利用率が高いというアンケート調査の結果もある。しかし、図書館の資料費予算額は、年々減少傾向にあり、平成18年度には都道府県立で総額約32億円、市区町村立で総額約281億円となっている。また、指定管理者の導入については、図書館では導入率1.8%で、社会教育施設の中では一番低い。

今回の法改正及びその後の省令や告示等の見直しを機に、このような現状と課題を踏まえた図書館の振興方策を検討していく必要があると認識している。その際は、学校図書館法及び同法に基づく計画はもちろんのこと、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」や同法に基づく計画、17年に制定された「文字・活字文化振興法」、さらに今後策定される予定の教育振興基本計画等、関連の法令や計画等も視野に入れた総合的な取組が必要であろう。

3. 図書館法改正の概要

① 第3条の改正

図書館奉仕の事項について規定した第3条では、留意事項として「学校教育の援助」が規定されていたが、教育基本法第10条で新たに家庭教育に関する規定が設けられたこと等を踏まえ、保護者が子どもの読書活動に関する責任を果たすための支援がより積極的に行われるよう、新たに「家庭教育の向上に資すること」を

追加した。また、これまでも運用上、図書館資料にデジタル写真・映像やハイビジョン映像等のデジタル資料が含まれると解釈してきたが、法文上もその旨を明確にするため、「電磁的記録を含む」と規定した。ただし、「図書館の情報化の必要性とその推進方策について」（平成10年10月27日 生涯学習審議会社会教育分科会計画部会図書館専門委員会報告）において、「図書館においてインターネットや商用オンラインデータベースといった外部の情報源へアクセスしてその情報を利用することは、図書館法第17条にいう「図書館資料の利用」には当たらないと考えるのが妥当である。」と述べていることに留意する必要がある。

さらに、新たに第8号として「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。」と規定したが、これは、教育基本法第3条に規定された生涯学習の「成果を適切に生かすことのできる社会の実現」に対応したものである。近年図書館では、子どもの読み聞かせや書籍の保護・修復等のボランティア活動が活発に行われるようになってきており、これらの活動は学習の成果を発揮するよい機会であると考えている。なお、この規定の新設によって、いわゆる押しかけボランティアを排除できなくなるのではないかと懸念もあるが、活動の機会の提供や奨励の決定権を有するのはあくまでも館長または設置者であり、このことは施行通知等で誤解のないよう周知を図ることを考えている。

このほか、「左の各号」を「次」、「フィルム」を「フィルム」（大文字を小文字に）、「視覚聴覚教育」を「視聴覚教育」に改めることなどは単に技術的な改正である。図書館法は戦後まもなくできた法律でこれまで大きな改正を行っていないため、このような古い用語等が多い。そういう意味では、図書館界以外の人を読めば、「図書館奉仕」という用語もやや時代がかっていると思われる。「図書館奉仕」という用語そのものは、昭和23年に制定された国立国会図書館法が初出で、恐らく「library service」の訳語として使われたものだと思うが、内閣法制局からは、今回の改正の際には見直すべきではないかとの指摘を受けている。同じく、今回は手をつけなかったが、「排列」、「閲覧所」、「配本所」等の用語を見直すことも、次回改正の

際には検討することが必要ではないかと考えている。

② 第5条の改正

司書及び司書補の資格を規定した第5条では、大学における「図書館に関する科目」については、これまで省令で定める司書講習の科目を、これに相当する科目として文部科学大臣が認定することによって読み替える運用が行われてきた。しかしながら、平成15年現在、図書館正職員の約6割が大学（短大及び通信課程を含む）における課程によって司書資格を取得していることから、従来の1号と2号を入れ換え、大学における司書養成課程についても文部科学省令で定め、制度的・明示的に位置づけることにした。これにより、各大学において司書養成課程の意義と重要性が改めて認識され、その充実が図られることが期待される。なお、今回の法案全体は公布日施行だが、第5条第1号に係る改正内容については、各大学において科目開設のため準備期間が必要であることから、施行日を平成22年4月1日としている。同号を受けた省令の制定については、協力者会議等における検討を経て、年度内には制定したいと考えている、その際、平成19年度末の調査では、大学養成課程修了者9,076人、司書講習修了者1,209人で合わせて約1万人が司書資格を取得しているものの、実際に図書館関係に就職しているのは数%程度に過ぎないという実態を十分考慮する必要があると考えている。

第3号については、社会教育法及び博物館法でも同様の改正を行うこととしているが、社会教育主事、司書及び学芸員となる資格取得に必要な実務経験に関し、当該職の職務を助ける職以外の職に関する実務経験も認めることを明確にすることにより、社会教育施設等における事業の実施と施設相互間の連携協力の一層の推進を図ることとしている。この改正により、例えば「高卒で5年以上学芸員補の実務を経験し、試験等による資格認定で学芸員の資格を取得した者が、3年以上学芸員の実務を経験すること」に加え、司書講習を受けることのみによって（司書補の実務を経験する必要なく）、司書となることが新たに認められることになる。（「司書補の職と同等以上の職」の指定については、法改正と同時に6月11日に告示が制定された。）

第5条第2項の改正は、司書補の学歴要件について、高等学校卒業程度認定試験に合格した者が含まれるよ

う、「学校教育法第90条の規定により大学に入学することのできる者」と規定し直したものである。

③ 第7条～第7条の4の新設

第7条は、現職の図書館職員について、社会教育の専門的職員としての資質能力の向上のために研修機会を十分に確保する必要があることから、任命権者は当然のことながら、これに加えて文部科学大臣及び都道府県教育委員会が司書・司書補の研修を行うよう努める旨の規定を新設したものである。実は社会教育法では、既に社会教育主事及び公民館主事の研修の規定があり、今回は同様の規定を司書及び学芸員についても設けることにした。図書館職員の研修は、市区では約4割、町村では約1割程度しか行われていないという実施状況をかながみれば、国や都道府県が広域的な観点から積極的に行う必要があると思われる。

第7条の2は、公立図書館の基準についてのみ規定している現行第18条を削除し、新たに私立図書館を含めた基準を定める規定を設けたものである。これは、私立図書館は数こそ少ないものの、その設置者である公益法人に対して固定資産税等の優遇措置が講じられていることを考えれば、一定の基準に基づき図書館奉仕を行うことが求められるためである。法改正後、協力者会議等における検討を経て、現在の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を見直し、私立を含めた新しい基準を策定することになる。

第7条の3は、図書館における評価システムの更なる充実とともに、これに基づく改善のための取組を一層促すため、新たに図書館における評価及びその結果に基づく改善に関する包括的な努力義務を設けたものである。今回の法改正では、公民館及び博物館についても同様の規定を設けることとしており、具体的な評価内容については、第一義的には評価の実施主体である図書館が定めることになる。なお、評価に関する基準やガイドラインについては、平成14～15年度に文部科学省より日本図書館協会に委託し、「図書館における自己点検・評価等のあり方に関する調査研究」を行っているところだが、関係団体による自主的な基準の策定が望ましいと考えている。

第7条の4は、教育基本法第13条において、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力に関する規定が新設されたことに対応したもので、図書館による地域

住民に対する情報提供が果たす役割の重要性について明確化し、その促進を図るために規定したものである。

④ 第15条の改正

図書館協議会は、公立図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について意見を述べる機関として置かれるものだが、近年、図書館が家庭教育支援に果たす役割の重要性が高まってきていることにかながみ、その委嘱範囲に、新たに「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を追加し、家庭教育の現状に精通している者を通じて保護者等のニーズを図書館運営に反映させることを目的としている。なお、図書館協議会は任意設置であり、家庭教育関係者を入れるかどうかは各館の判断に委ねられている。

4. 今後の予定

今回の図書館法改正は、およそ半世紀ぶりの改正であることに意義があり、新しい時代の図書館制度の構築に向けた第一歩であると考えている。法改正を踏まえ、今後、省令や告示等の見直しに向けた検討作業に入ることになるが、引き続き、現場や関係者、関係団体が一丸となって、より望ましい図書館制度の充実にに向けた努力をしていくことが必要である。

58年前、日本図書館協会理事長であった中井正一先生は、図書館法制定に際し、「この数年間、わが図書館界は、この法のために、實に多くの討論をし、實に多くの交渉をし、海を越え、山を越えて、ここに辿り来たのである。勿論われわれは、未だ多くの夢をもっている。しかし、かゝるかたちに於て、一つの橋頭堡を、われらの永い文化の闘いに於て、かちえたことは、現段階の酷薄な情勢のなかにあっては、一つの前進であり、記念すべき、勝利への第一歩であると云うべきである。」と述べている（「図書館法ついに通過せり」『図書館雑誌』第44巻第4号）。図書館関係者は、この情熱と高い志を忘れてはならないだろう。

政府の図書館政策の動向と日本図書館協会の対応

松 岡 要

(社団法人日本図書館協会事務局長)

改定教育基本法を受けて政府は、社会教育行政についての制度的改革ともいべき政策、公立図書館だけでなく学校図書館や大学図書館の今後にも関わる政策を次から次へと打ち出している。ここでは主に2007年6月以降協会は、政府の政策をどのように捉え、どのような意見を述べ、対応をしてきたか、について報告する。

1 教育基本法の改定を受けた図書館に関連する政策の動向

教育基本法改定後、図書館事業に関連した政府政策については次のようなものがある。

- (1) 教育再生三法（学校教育法、地教行法、教員免許法・教育公務員特例法）の改定（2007年6月20日）。まず行われた学校教育関係法の改定であるが、地教行法では文化行政を首長部局所管とすることを許容する内容もあり、公立図書館を教育委員会から外す動きを助長しかねないものとして作用している。
- (2) 中教審「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」(2008年2月19日答申)。改定教育基本法については、政府与党内での検討内容が公開されておらず、国会でも満足な審議が行われなまま強行採決された経緯から、法の各条文の意味する内容が明確ではない。この中教審答申は、改定教育基本法のいう生涯学習、社会教育、家庭教育などの条項の意味することを解説したものとして重要であり、今後の行政指導の方向を示すものである。内容を読み解き、批判とともに、それを図書館振興に役立つ方向に運用する努力も必要となる。
- (3) 社会教育法等の一部改正法案（2008年2月29日閣

議決定、同日国会上册）。形式的には前記中教審答申を受けて、図書館法、社会教育法、博物館法を一括して改定することを目的とした法案である。

- (4) 第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（2008年3月11日閣議決定）。子ども読書活動推進法に基づく政府計画の期限の5年が過ぎ、改定されたものであるが、改定教育基本法、成立をみていない改定図書館法案も挙げて、その推進を図ろうとしている。政府計画にはもともと、政府の具体的施策がないまま自治体にその具体化を督励、促すものに終始している。市町村における計画策定が3割に満たず、その原因追求、総括がないまま第二次計画では5割以上の市町村での策定を目標に挙げている。
- (5) 学習指導要領の改訂（2008年3月28日告示）。道徳教育がすべての教科に及ぶものとされ、ゆとり教育が排され、全体として授業時間が増加したが（小学校6年間で278時間増、中学校3年間で105時間増）、学校図書館や公共図書館などの役割を評価しながらも、総合的な学習の時間数は減らされている（小学校150時間減、中学校20～145時間減）。調べ学習を支援する学校図書館や公共図書館の豊かな実践が広がりつつあるなか、これが一気にしぼむことになりかねない内容である。
- (6) 中教審「教育振興基本計画について―「教育立国」の実現に向けて」（2008年4月18日答申）。改定教育基本法17条による政府の教育振興基本計画策定のための中教審答申であり、公共図書館を「地域の知の拠点」と位置づけ、また読書活動に関する中核的な役割を果たす学校図書館について述べているが、大学図書館については何ら触れていない。

2 協会の取り組み

以上のような図書館に関わる政策提起に対して協会常務理事会は、この状況は肯定的に捉えることはできないものの、今後の図書館振興につながる絶好の機会として捉え、法の見直しに留まらないよう取り組んできた。とりわけ図書館法が、政府審議機関の場で全面

的に検討される意義は大きく、重視した。

しかし教育基本法改定により図書館法を変える積極的な理由はないと考えた。図書館法の検討すべき点、改正すべき点の追究は大事であるが、それについて教育基本法改定を機会に提案する必然性はなく、逆に意図と異なったものになりかねない。図書館振興にとって図書館法の条項が妨げになっている事態はなく、法の正しい解釈、法の精神から逸脱した「運用」が問題であり、それを許している政府の姿勢を問わざるを得ない、と考えた。

3 協会の主な主張、提起

取り組みに際しては、次のような考えで臨んだ。

(1) 基本的な姿勢

図書館は求められた資料、情報を確実に提供することを役割としているが、それは生涯学習を支える中核的な機能であることを強調した。この機能を十分に発揮するためには、学校教育における学校図書館や高等教育機関の大学図書館、社会教育における公共図書館などと、行政的な枠組みに捉われた施策では十分に利用者の要求に応えることはできない、館種を越えた連携協力も含め総合的な施策として実施することが必要であり、中教審答申の提起は、依然として旧来の行政の枠組みとなっており、改善すべきことの指摘をした。生涯学習の振興についての条文は社会教育法に入り、図書館法には加えられなかった。図書館法は社会教育法の精神に基づいてつくられており、当然この条項は図書館に及ぶものであり、個人の自由な読書、学習を保障するよう機能することを強調した。

さらに、豊かな図書館サービスの実践のなかから、図書館には知る自由、情報格差が生じないことを保障する役割があることが認識され、このような図書館の基本的原理を示す内容が図書館法に明示されることは、今後の図書館事業を励ますことになる、といった提起もした。

図書館法は図書館の設置責任を有する自治体への規制力は乏しいものであるが、それを至らないものと捉えるのではなく、現場での実践により法を豊かな内容

にしてきたという特徴があることを強調した。図書館法公布以降60年近く経ているが、政府はこの法の精神を踏まえた施策の実施から離れた存在となっていると言わざるを得ない。とりわけ90年代後半以降、図書館法20条に基づく補助事業の実施を止めたことに象徴されるように、図書館の基盤整備の施策は実施していない。地方財政に大きな影響をもたらしている三位一体改革のもと、図書館振興に資する具体的な施策は採られておらず、自治体に対しては図書館経営やその手法を方向づけるような提起をしている。これらは図書館の設置者である自治体や図書館関係団体が考えることであり、政府はそれを実体化できる財政面や人事制度など条件整備に資する支援策こそ必要である、などを述べた。この点については、研究者からの問題提起が希薄であることを率直に感じている。教育基本法改定と図書館振興との関連についても論考が少ないと思っている。

(2) 改定教育基本法に関わること

さらにまた改定教育基本法には図書館法の精神と異なる、または相当の乖離がある内容をもっている。図書館法改定の動機には教育基本法の改定があるが、図書館の直面している課題の解決にそれが役立つとは思えない、図書館法を変えなくてはならない積極的な理由はない、と言わざるを得ない。

改定教育基本法を受けての改定図書館法案の条文をみると、その最も重大な内容が新設された第3条第8号である。これは個人の学習を「社会の要請」との関連で捉えようとするもので、改定教育基本法の社会教育の条項（第12条）を受けての措置である。すべて図書館サービスは「社会の要請」との関連で「評価」することにつながりかねないものであり、「社会の要請」を誰が判断するのか、といった問題が起きる。個人の自主的な学習要望は、「社会の要請」とのバランスで考えるべきことではなく、規制すべきではない。学習の成果を生かす機会、場の提供は図書館の機能とは言えず、法3条の「図書館奉仕」と異なるものではないか、と思われ、十分に練られたものと言えるか疑問が残る。

次に改定教育基本法が新たに起こした家庭教育の条項である。図書館は家庭教育に大きな役割を果たしているが、改定教育基本法は、保護者は子に対して「生活のために必要な習慣を身につけさせる」などといったことを努力義務として課している。このようなことは法律が求めることではないと思われるが、これを受けて改定図書館法案の条文は「家庭教育の向上に資する」ためにサービスを実施することを求めている。「向上に資する」といった評価は誰がするのか、価値観の異なることはすべきではないと考える。

さらに「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を図書館協議会の委員に加えることを求めている。上記のことに加えて問題なのは、家庭教育関係者の定義が明確ではないことである。現場に混乱をもたらしかねない。

図書館運営についての評価を求めている。これは望ましい基準でも示されたことであるが、法により課すべきことか。本来図書館設置者である自治体が自らの意思により行うべきものである。その評価基準は何か、といった課題がある。

(3) 私立図書館、三法横並びでの検討

今回はいわゆる社会教育三法の法案を一括して提案している。その結果望ましい基準、図書館運営の評価と情報提供を私立図書館にも課すこととなった。

私立図書館はより自主性と自由が尊重されるべきであり、法26条にも「干渉を加えてはならない」とある。公益法人制度見直しに関連して、より公共性を主張することができる、との意見もあるようだが、図書館法にそれを求めることは筋違いであると言わざるを得ない。努力義務であっても私立図書館に課すことは好ましくない。

このようなかたちになった要因には、社会教育三法を横並びに検討したことがある。公民館や博物館などは私立も含んでいるから、というものである。行政の分類として社会教育行政はあるが、図書館、公民館、博物館の役割、機能はそれぞれ異なっており、同一次元で捉えることは実際的ではない。また置かれている状況や課題も異なる。便法として使われている一括法

案が、それぞれの法の精神までひずみを招いている、と言わざるを得ない。

(4) 研修の実施、大学における図書館の科目、「電磁的記録」

任命権者に研修実施の努力義務を課すこと、大学における図書館の科目を省令化すること、図書館資料に「電磁的記録」を加えることは、いずれも積極的な意義がある。とりわけ研修については、参加の保障、および日本図書館協会などが行っている事業への支援を求めた。

4 今後の課題

今後協会が行うべき課題には、次の点がある。

まず法案について、国会において十分に審議され、図書館振興につながるよう取組んでいるが、これを確実に実行する。その要請内容は、可住地面積を基準とした図書館を整備するために過疎債はじめ、各省庁の公共施設建設の補助金、起債を図書館建設に活用できるよう改善すること、図書館の資料購入費の激減に対する実効性ある措置として図書館法第9条にある政府資料の図書館への提供の履行を求めること、司書および司書有資格の館長を置くことを明確にすること、図書館資料の相互貸借を進める合理的な仕組み、経費負担の制度をつくることを中心に説明を行っている。

次に各自治体での教育振興計画の中身づくりに資する取組みである。この計画自体どのような内容となるか不明であるが、自治体における図書館振興につながる絶好の機会として捉える必要がある。そのために検討の視点、項目などについて提起したい。

そのためにも中教審答申、図書館法改定法案の内容、協会の見解を広く伝えることが重要であると考え。さらに、大学における図書館に関する科目等の検討を行い提案すること、望ましい基準、運営評価のガイドラインのあり方等の検討などがある。

これらには、図書館学教育部会や部会に参加しておられる研究者の皆さんの力が欠かせない。いっそうの協力を求めたい。

JLA専門職認定作業の新展開

大谷 康晴

(青山学院女子短期大学)

ご紹介いただいた青山学院女子短期大学の皆様です。本日は、「JLA専門職認定作業の新展開」と題して報告させていただくわけですが、「認定事業」の方が妥当かもしれません。

さて、「新展開」とあるわけですが、改めて関連資料を確認したところ、志保田先生が既に図書館雑誌に執筆されている記事¹⁾で必要十分であることに気が付きました。その意味で「新展開」という看板には多少の偽りがあります。

ただ、ここ数か月をとってみても、図書館法の改正など、この問題に関連する状況はかなり変化してきています。そして、この種の問題は職員の研修としてのみ受け止められてしまい、教員に関する問題としては関連しているが、直接の問題ではないということで反応が鈍くなってしまうところがあります。しかし、私個人としては教育のあり方と関連する重大な問題として受け止め、この問題に関与してきました。

本日は、そのあたりを説明していくことで、図書館情報学教育を取り巻く社会的状況に対する理解をサポートできたら、と思います。

全体的内容は、だいたい3つに分かれるかと思えます。まず既にご存じの方も多いかと存じますが、復習として制度の概要をごく簡単にみていきたいと思えます。次にこの問題に関連した社会的状況の変化を見ていきたいと思えます。そして、これらを踏まえた図書館情報学教育のあり方に関して、個人的意見を述べさせていただきます。と思えます。

それでは、制度の概要についてです。この制度は当時の生涯学習審議会による「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」と題する報告の中で取り上げられていたのが、直接の契機かと思えます。その後日本図書館協会の「専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ」(第二次までである)、研修委員会(現在の研修事業委員会)

と検討の場を移し、そして専門職員認定制度特別検討チーム(第三次まで)で検討が行われました。「専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ」による検討から現在の日本図書館協会中堅職員ステップアップ研修(1)(LIST1)、同研修(2)(LIST2)が誕生していることから想像される通り、これらLIST1やLIST2の上位の段階に位置づけられる継続教育として考えられてきました。LIST1/LIST2が研修であるのに対して、この制度では名称を付与することで、日本図書館協会としてその対象となる人の専門性を評価しようというものです。

その付与される名称ですが、現在にいたるまで正式の名称がありません。仮称として「上級司書」という表現が使われてきました。この名称について、検討の当事者としては、これがよいと思ったことはないのですが、相応しい表現がないまま現在に至っていると感じています。なお、このような事情は専門職員認定制度特別検討チームでの検討だけではないようで、他の検討段階でもそのようであったように聞いております。

さて、この仮称「上級司書」の認定制度ですが、この認定制度は実務経験を前提としています。その節目は3年目、7年目、10年目となっていて、3年目と7年目に研修を受けて、10年目に認定の申請を行うということになっています。それぞれの研修ですが、3年目が文部科学省地区別研修であり、そしてこの地区別研修に相当するよう設定されたLIST1ということになりますし、7年目が国立教育政策研究所社会教育実践研究センター図書館司書専門講座でありこの図書館司書専門講座に相当するよう設定されているLIST2となります。

このような考え方が制度の前提となっていますが、日本全国で見えていくと、研修の受講機会について大きな格差が存在しています。そこで第二次検討チームの議論では、半日(2-3時間)を1ポイントとして申請時までには20ポイントというポイント制を用意しました。この設定ですと、10日間の研修ということになります。

実務経験、研修の受講という前提の上で、論文の審査で認定の判断をすることになります。報告書の記述をご覧になられて極端にアカデミックな論文であると

受け止められた方もいましたが、そんなことはありません。ただし、単なる事例報告ではないというのが検討メンバーの合意でした。したがって、極端にアカデミックではないにしても単なる事例報告を超えたそれなりなモノであるということになるかと思えます。個人的には、この部分の詳細については、改めて細部を詰める必要があるのかなと考えています。

なお、研修以外の日本図書館協会あるいは各種学会での社会的活動や修士学位についてもポイントとして配慮することになっています。筑波大学や慶應義塾大学の社会人大学院をはじめとする図書館情報学の大学院での学位はもちろんですが、図書館情報学以外の学位についても配慮されるべきだと思います。

以上の制度を2004年時点で構想して第3次検討チームでは、これ以上の机上だけの検討に限界があると判断して、判断のために事業のシミュレーションとして準備室を立ち上げることを提案したのですが、残念ながら提案は採用されず、宙ぶらりんの状態になったわけです。ただ、LIST2はその2004年から立ち上がっていて、LIST2の修了者に対してLIST2に続く何らかの活動が迫られることになっています。また、最近では図書館法の改正があげられます。

ここからが最近の社会状況の変化を取り上げることになりますが、現在国会に提出されている社会教育法等の一部を改正する法律案の第2条で図書館法の改正が盛り込まれています。この法律が成立すると、新しい図書館法の第7条にて研修の規定が新設されることになります。これは努力義務規定ですので、必ず研修を実施することを意味するわけではありませんが、それでも法律に研修が盛り込まれることは大きいと思います。また、同時に先ほど紹介した「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」以来の文部科学省の研修重視の方策が一定程度完成したことを意味するのではないかと思います。

このような研修の話は大学における養成教育とは一見関係ないように思われるかもしれませんが、しかし、研修と認定制度の議論こそが司書のキャリアや司書という専門職のあり方といった観点から見た大学における司書課程の位置づけに関わるものであると思います。

私は、これからの図書館の在り方検討協力者会議科

目検討ワーキンググループにて2007年に行われた大学における図書館に関する科目の制定に関わる議論に加わっていましたが、個人としては、長いキャリアと連動させて司書の教育をつないでいくことを考えざるをえませんでした。

司書講習が現職者をそもそもの対象としているのに対して、大学における図書館に関する科目は、現役の学生を対象としています。結果として高校卒業時点での学力を前提として考えるべきであると考えています。従来は、そもそもの司書講習の対象が大学の既卒者であったこと、大学生が一定の知識を備えていることを前提とすることがエリート養成機関という性格が強かったかつての大学では可能であったということで、あまりこの点について真剣に考えてこなかったと思います。私は、この点についてはいわばフィクションによって支えられていたのではないかと思います。

高校卒業時点での学力という時点で色々と頭が痛い部分がありますが、昨今の世界史未履修で露呈された、受験に関連する科目しか修めさせようとしない学校教育の状態を考えると領域によっては中学卒業程度の学力で学生は司書課程を学び始めるという可能性すらあります。こういった知的基盤で、司書課程さえ修めれば専門職というのは厳しいと思います。しかも、大学の専門課程ではなく、オプションにすぎない状況を見ると大学で完成した教育を行うことは無理であるようにも思えます。

現実には図書館という存在に気がついて、理解を深めてもらい、その後の利用や学習につなげていくしかないのではないかと思います。司書資格について、昨年度はこういった教育部会の研究集会で講師の方々に現在の司書資格についておたずねしましたが、専門職ではないということはほぼ全ての方がお答えになっていましたし、キャリアの入口の資格というお答も多かったように思います。

こういった点を考えていくと、それなりの改善は当然必要ですが、長いキャリアの中で養成教育も含めた形で司書の養成を考えていくしかないのではないかと思います。

これらの点については、さらに、あえて疑問を投げかけてみると、そもそも学校教育だけで現場が要求す

る完璧な専門職を養成することが可能かという点からして考えさせられます。弁護士・医師を見ても、善悪はともかく、実態として学校教育の後も養成が続いています。学校教育でのカリキュラムを精緻化して、そこで全ての養成を完了させるというのは無理かと思えます。

また、司書課程で現在毎年大勢の人が資格を取得していて、粗製乱造ともいわれる現状に対して、養成する人数を絞り、その少数に確実に専門職になってもらうようにするという意見もありますが、これも多少疑問に思うところがあります。

まず、現在の文部科学行政の仕組みの中で、粗製乱造を絞ることが可能か、つまり、ハードルの高いカリキュラムを制定して、それを実施する少数の大学のみ課程を開くことを認めるよう規制を強化することが可能かという問題です。現在、大学それ自体でさえ、制約を課さない代わりに各学校法人に自己責任を求めるといった形になっている状態で、司書課程にだけ丁寧な行政指導が行われるのかは極めて疑問です。教育の質を改善することは絶対に放棄すべきではありませんが、その裏付けを現在の文部科学省に求めるのは厳しいように思います。個人的には、現在日本図書館情報学会で検討されていますが、何らかの検定試験を実施していき定着させることで、課程の質を向上させていく方が妥当ではないかと思っています。

次に、仮に資格取得する学生を絞ることが可能であった場合を考えてみます。現在年間で新しく資格取得者が約1万人²⁾の状態です。これを絞って、それなりに司書の品質が保証されたものにするようになるわけですから、かなり人数を絞る必要があるでしょう。ここでは現在の10分の1程度、つまり1,000人前後に絞った場合を考えましょう。この時、これだけの人数の養成課程をどれだけで大学で設置することになるかを考えてみると、きわめて少数になるものと思われます。

この時、ごく少数の大学でしか実施されない課程のカリキュラムのために国税を投じて議論して、制定することが果たして妥当でしょうか？逆説的に考えると、ハードルの高い少数精鋭となるカリキュラムを実施できる大学は、当然それなり以上の資源を既に持っているわけであり、そういう大学は全国の状況がどうであ

れ実施できるはずです。

さて、現在の図書館行政は縦割りでこれについても問題点が指摘されてきました。図書館という立場から見ると、養成教育においても、図書館として統一的なカリキュラムが用意されてそれぞれの図書館に応じた専門的な科目が用意されるのが理想かもしれません。しかし、これは現在の官僚機構そのものが変わらなければ実現しえないことです。また、公共図書館以外の館種の内容を大幅に取り込んだ司書課程というのも、官僚機構の問題においても、単位数や開講クラスの限界がある中で、制度とすることの限界はあるかと思えます。現在社会教育関連の3資格では生涯学習概論が筆頭科目となっています。現行のカリキュラムの成立をもって、私は、国の制度のレベルにおいて、司書養成が社会教育として固定されたのではないかと考えております。

図書館法の枠外に立てば、図書館を前面にたてた教育が可能になるように思えます。ただし、その場合には、現在の規制の保護もなくなるわけであり、そのバランスシートの判断は難しいように思います。

直接の演題からかなり離れた内容になりましたが、認定制度特別検討チームとしての今後の予定は、実現可能性を見極めるためのシミュレーションを行い、実現可能性を確認したいと思います。同時に制度の設計についても主要点はあまり変わっていませんが、社会の変化や認定対象とされている人たちの意識をふまえて、改めて細部を検討したいと思います。ご静聴ありがとうございました。

- 1) 志保田務. 今後の専門職制度に関する日図協の取り組み. 図書館雑誌, vol102, no.3, p.153-155 (2008)
- 2) その後、第169国会衆議院文部科学委員会(2008年5月23日)にて、文部科学省生涯学習政策局長加茂川幸夫氏が、年間約1万人(大学でのいわゆる司書課程で約9,000人、司書講習で約1,200人の合計で約1万人)と回答している。

質疑応答

(敬称略)

(栗原氏の発表について)

山本順一(桃山学院大学)：前回の省令改正時に司書課程に専任教員2名を置くように口頭で指導があったようだが、今後の指導のあり方はどうか。

栗原祐司(文部科学省)：大学における課程は講習の相当科目として文部科学省が認可してきたので行政指導ができた。図書館法あるいは図書館行政に関する所掌は文部科学省にあるので、2名置いてほしいという指導は引き続きしていく。

渡辺信一(元同志社大学)：飛び級で大学院に進んだ学生が大学を卒業していないので司書資格がとれないという状況があるが、これは変わるか。

栗原：積み残しの問題の一つである。次の改正の機会があれば、ぜひ改善したい。

田窪直規(近畿大学)：大学における科目が決まった場合、従来通りの講習科目の読み替えによる開講は認められるのか。また協力者会議の主査などはどのように決まるのか。

栗原：前者については現在検討中である。委員は様々な事柄を考慮してバランスよく選ぶ。主査、副主査は委員互選の形で決まる。

千代正明(立教大学)：13条が司書の配置の上で障害になっているのではないかとと思われる。今回の法改正議論の中で13条は対象になったか。また法制局の意見は何かあったか。

栗原：13条が必置を意図しているかどうかについては議論がある。必置になれば規制の強化ということになる。13条は改正対象にならなかったのも深い議論はしていない。行政指導のなかで司書の配置を促したいと考えている。

(松岡氏、大谷氏の発表について)

<法改正全体について>

宍道 勉(鳥取短期大学)：日本図書館協会は圧力団体になり得ていないのだろうか。

松岡 要(日本図書館協会)：法改正については文部

科学省の担当者とは何度も意見交換をしてきた。それなりの役割を果たしてきたと思っている。

宍道：「良い改正」と文部科学省の担当者の発言があったが、文言は整ったが中身は変わっていないと考える。図書館法は誰のためのものかということが示されていない。また17条に関連するが、寄付を求めるとか、年間会費を求めるといった財源確保の方策が議論されてもよいのではないか。ボランティア募集の増加は図書館の専任職員が少ない状況をさらに助長するものになる可能性があるが、反対の態度を示さないのか。

松岡：法は図書館を設置することを自治体に奨励するものであり設置を義務づけるものではない。義務設置は国の規制を招くことになる。自治体の自主的な設置だからこそ、それなりのサービスができてきたのではないか。図書館は誰のためにあるのか、については法律が住民のためにあるということを明らかにしていると思う。17条については今回の議論の対象になっていない。これは対象になるべきではない。寄付等の仕組みを作ることは図書館法で扱うのではなく、別の次元の問題だと思う。ボランティアの促進については、国としては人件費を減らしたいということがあると思う。改正案については協会としては問題があると考えており、全面的に良いものとは思っていない。今後様々な取り組みによって変えていくことを表明すべきであると考えている。

糸賀雅児(慶應義塾大学)：日本図書館協会が図書館界の利益を代表する団体になり得ているのかということが重要である。そうあるためにも法改正に関して協会が提起して実現させられるようなポジティブな点はどこにあるのかを説明する必要があるのではないか。

松岡：あえて言えば13条改正を提起した。そもそも教育基本法改定の機会に図書館法の改正は必要であるのか疑問であるが、法改正の機会に改正すべき点を準備しておくべきであった。結果的に案に対して意見を述べる形になった。

糸賀：今回13条は改正されない。協会の取り組みに関する日程を見ると対応の遅れを感じる。日程的にも

図書館協会が提起した問題を反映させるのは難しかっただろう。今後「望ましい基準」は私立図書館も対象となるが、私立図書館の見直しは公益法人改革とも関連するものである。また国の教育振興基本計画がつくられ、都道府県でも計画が作られる。そのなかに図書館を取り込んでもらうよう要請する必要がある。出てくる案に対して意見をいうことも大事だが、先に自らが積極的な提案をしていく、しかも各自治体が認めてくれるような提案をすることが求められる。

松岡：配布した資料には特段書いてないが、それ以前から協会の内部では議論してきた。法改正ではなく、どのような図書館振興の課題を出すのかが議論の中心であった。政策提言を見直そうとすることはしてきた。提案ということであれば、図書館振興の具体的内容にかかわることなので、何があるかということ整理して出す必要がある。望ましい基準についても、内容、数値目標などさまざまな検討するポイントがあり、文部科学省図書館運営の評価のためのガイドラインについては、協会としてもぜひ対応していきたい。私立図書館と公益法人制度改革は密接な関連はある。

糸賀：先手を打つという点では、「文字・活字文化振興法」「子どもの読書活動の推進に関する法律」を支えに、教育振興基本計画に図書館がどのように位置づけられるかを日本図書館協会として提起すべきである。また裁判員制度に関連して公立図書館が住民に対して法律情報を提供する際のガイドラインをお考えいただきたい。

松岡：資料、情報の提供という基礎的な部分と国の様々な施策とを関連づけることは今後ますますしなければいけないと考えている。

<上級司書認定について>

伊藤真理（愛知淑徳大学）：公共図書館員が人事異動で図書館以外に動く現実がある中で、キャリアアップの制度を適用できるのか。その対象となる人がどれくらいいるのか。また図書館勤務のブランクがあ

る人たちに対して、大学が再教育できるようなこともあるのではないかと。

大谷康晴（青山学院女子短期大学）：対象となる人が一定数いることは確認している。都道府県立図書館にはいるし、市町村立でもゼロではない。このような制度をつくることで、図書館でキャリアを積んでいくことが大事であるということが図書館界の外から見てわかるように示すことが重要である。人事異動で図書館に戻った人については、離れていた年数をポイントからマイナスにして多くの研修を受ける案も考えたが不評であった。彼らに対してどのような研修を提供するかは研修全体の文脈で考えるべきである。

伊藤：やはり図書館という職場を確保できる特定の人向けになっていくのかと感じた。現実には図書館で働きたければ派遣等が手早いということになってしまいが、研修の対象者をアルバイトや非常勤にまで広げていくことも考えられるのではないかと。その可能性についてはどのように考えるか。

大谷：都道府県立図書館など一部の図書館に対象者が集中するのは否めない。認定された方々に対して、人件費の抑制を跳ね返すような優秀なパフォーマンスを示すことをお願いするしかない。そのような人々も苦しい立場に置かれているであろうが、熱意があっただけで意欲的に勉強している学生が図書館で働くチャンスすら与えられないという現状を考えれば、職場で働いている人には司書を雇うことが自治体にとってメリットがあるということをもっと示していただきたい。非正規職員を上級司書認定に含めることについては当初から議論が分かれている。認定においては経営に資する要素で評価することになっているので、非正規職員が経営にどれだけ携わる可能性があるのかということと関わる。また非正規まで認めると、そのような人が指定管理者の代表になってこれを助長するという意見もある。個人的には認めざるをえないのではないかと、正規職員になる助けになるという利点をみるほうがいいのではないかと考えるが、考えが揺れている。

<大学における図書館に関する科目について>

田窪：筑波、慶應といった専門課程だけではなく、司書課程を運営している教員の意見が反映されるべきである。

志保田務（図書館学教育部会長）：JLA図書館学教育部会としても意見は出していきたい。

糸賀：周りに4年制大学がない、大学院がないといった環境で司書養成に携わっている教員の意見を聞くべきであろう。

大谷：平成19年3月の時点では法改正とは関わりなく科目の議論をすることになっていたが、法改正がその後追いついてきて難しくなった。科目に関して地方のさまざまな意見を聞きたい。

糸賀：昨年为全国図書館大会分科会でも12月の教育部会研究集会でも私の責任で可能な限り情報を提供してきた。改正案が国会を通過し、科目案が決まったらこれが早急に公開されてパブリックコメントを求めた上で、議論が進むことを願う。

（文責：竹内比呂也）

..... 参加者の感想

2008年度第1回研究集会に参加して

山本貴子（大谷大学）

研究集会では、3件の発表と活発な質疑応答が行われた。

最初は、「図書館法改正をめぐって」というタイトルで、文部科学省生涯学習政策局の栗原祐司氏が発表された。「図書館法（第二条関係）改正案・現行」、「図書館法及び博物館法の改正経緯について」など4種類の資料が使われ、図書館法の歴史から改正法案の概略まで包括的な発表がなされた。その後の質疑応答では、大学で履修すべき科目について、年内を目標に施行規則が改正され平成22年4月1日付けで施行されるということ、大学での司書課程については現行の「専任教員2名」を堅持し、文科省権限で行政指導されるということ、現在7万人存在する公立図書館のボランティアを10万人に増員することが目標、などが明らかになった。また、司書講習と司書課程との関係や、図書館法第13条の「必要と認める専門的職員」についてなど、今回の改正での積み残し・検討中もあることがわかった。

次に、「図書館法改正案に関する日本図書館協会の意見」をJLA事務局長の松岡要氏が発表された。改正法案第3条と第15条に見られる「家庭教育の向上」といった表現の問題や第7条と私立図書館との関係など、当然のことながらJLAの立場からの発表であり、栗原氏のご発表と相補的な内容で非常にわかりやすかった。

最後に、「JLA専門職認定事業の新展開」について、専門職員認定制度特別検討チーム〈第4次〉委員である青山学院女子短期大学の太谷康晴氏が発表された。図書館員のステップアップ研修というLIST1（地区別研修）とLIST2（図書館司書専門講座）の上位の継続教育についてであった。「司書の粗製乱造を絞る」、「図書館法の枠外で実力のある人を養成する」などの発言もあり、刺激的な内容だった。

質疑応答では、図書館法第13条、第17条についてや、図書館員に対する研修制度が派遣社員に適用できるか

などが取り上げられた。いつものことではあるが、質疑応答を聞くことによって、図書館法および研修制度の現状と問題点がより明らかになったと思われる。

年内に向けて、司書課程科目の施行規則改正など動きが慌しくなってくるものと予想されます。当部会の次回研究集会は、12月13日に京都の大谷大学で開催されます。皆様のご参加をお待ち致しております。

図書館法改正案と成長する有機体

下 田 尊 久 (藤女子大学)

図書館法改正について栗原文科省社会教育課企画官から博物館法と比較した概要説明があった。改正は立法以来17回あったが本法自体の改正は今回が初めてという。図書館が他の生涯学習施設と比べ利用度が高いこと、指定管理者制度の導入率が他施設に比べ非常に低いこと等も示された。4月の中教審「教育振興基本計画（答申）」に盛られた図書館・博物館の活用を通じた個人と地域の自立支援推進、さらに3月の「新学習指導要領」で示された学校図書館の計画的利用による機能活用などは今後の図書館整備に期待を持たせるものであった。次にJLA松岡事務局長から法改正に対する協会見解が逐条で示された。JLAは政府による昨年の教育3法改正以来の図書館政策の動向について図書館法改正の積極的理由を見出せないとの見解を示した。最後に、JLA専門職認定について、大谷検討チーム委員から現状報告があった。大学生の（リテラシー）レベルの低下に伴う大学の課程専門職養成の難しさと、講習を含めた現養成制度の枠組みの変更の困難さが課題として示された。

私は生涯学習施設としての図書館と博物館、学校教育における公共図書館と学校図書館など文科省側の視点に注目したい。今こそ立法時のすれ違いを乗り越え生涯学習社会のシステムとして図書館が発展する機会と捉えて良いのではないだろうか。JLAの館界へのオピニオンリーダーとしての積極的な役割を期待したい。今回の研究集会でも多くのことを学ばせていただいた。企画運営委員の方々に感謝したい。

司書養成問題に絞り込んだ議論が必要

吉 田 暁 史 (大手前大学)

2年後にも始まると噂される、司書養成に関する大きな制度改革の内容を知るため、教育部会の研究集会に参加した。最も聞いたかったのは文科省担当官の話であった。率直かつ現実的な方であると感じた。次は協会事務局長の話があったが、こちらもなかなか現実的な対応のできる方だと思った。図書館界は現実対応能力が乏しく、リアリティの希薄な世界だと常々感じてきた。協会はそういったことを象徴するような組織ではないかと疑っていたが、誤解であればうれしい。

図書館界に長年身を置き、図書館学教育にもずっと携わってきた。実務面でも現場とかなり密着した関係を保ってきた。そういう中で、一度もすっきりした気分になったことはない。教えている学生たちのいったい何パーセントが業界で働くのだろうか、また幸運に仕事にありついたらとしても、専門職として自律的にやっていける者がどれだけいるのだろうか、と。こんなぼやきは無数にささやかれてきた。その原因を外部世界に求める傾向もあった。それはほんとうか。筆者は90パーセントまでは、業界内部に責任があると思う。自分の知るかぎり、30年間全く同じ問題点が蒸し返されてきた。そしてほとんど何も改善されなかった。

授業では、「あたかもこの子たちが図書館で働くものとして」「この子たちが授業内容を理解してくれると仮定して」という、虚構の上で教えてきた。知的専門職としての司書資格を与えるのであるから、最低限の知的水準は必要である。ところが、往々にして司書課程設置大学には底辺校が多い。そういう中で悪戦苦闘してきた。学生だけの問題ではない。教える側の問題もある。司書課程全科目の半数以上を1人で教えざるをえない。とてもすべてを満足に扱える能力はない、と自嘲しつつ教えてきた。

考えてみれば、今までなんのなんのといっても、幸せな業界だった。実態として専門職とはいいがたい司書を、うわべだけはなんとなく専門職的に扱ってくれていた。公共図書館の世界では、不平不満は言いつつも、箱もの行政のおこぼれで図書館数はずいぶん増え

た。養成の世界でも、さほど役に立たない司書資格をとろうと、大勢の学生が受講してくれた。商売はそれなりに成り立った。しかしもう限界だろう。待たなしの改革にせまられていると思う。遅れば遅れるほど傷は深くなる。ネットの巨大掲示板では、リアリティの欠如したありさまをお花畑と揶揄するが、もはやお花畑での棲息が許される環境ではないと思われる。

さまざまなしがらみがからみあっている。利権問題もあれば、生活がかかっているという切実な問題もある。そういった利害を調整しつつの困難な改革が待ち構えている。今後、業界のさまざまな戦線で、量的な縮小は避けられないと思われる。教育の場面では、特に大幅な縮小を余儀なくされるのではないか。今回の養成制度改革は、縮小しつつも質を充実させるための、最後の機会になるかもしれない。

最後に一言申し上げたい。研究集会開催にともなう、部会長始め関係者の多大の尽力に感謝する。しかし、本日の研究集会参加者の多くは、司書養成制度改革についての動向を知りたかったと思われる。そういう中で焦点がぼけてしまったきらいはまぬがれない。教育部会の集会で、しかも限られた時間で、図書館法改正一般問題をなぜ論じないといけないのか。議論が拡散してしまった。司書養成問題に絞り込んだ議論設定をすべきではなかったかと思われる。

……… 参加者のアンケートから ………

回収できたアンケート 19名

質問1 協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会会員・図書館学教育部会会員	12
日本図書館協会会員・図書館学教育部会非会員	6
日本図書館協会非会員	1
無記入	0

質問2 テーマの設定について

	JLA会員 部会員	JLA会員 部会非会員	JLA 非会員	無記入
適切だった	11	5	1	
適切でなかった				
どちらとも言えない		1		
無記入	1			

質問3 プログラムについて

	JLA会員 部会員	JLA会員 部会非会員	JLA 非会員	無記入
適切だった	11	5	1	
適切でなかった				
どちらとも言えない		1		
無記入	1			

質問4 内容について

	JLA会員 部会員	JLA会員 部会非会員	JLA 非会員	無記入
適切だった	9	5	1	
適切でなかった				
どちらとも言えない	2	1		
無記入	1			

質問5 今回の研修会に関する自由記入

- ・大谷さんがおっしゃっていたように、大学での司書課程の「内容」をどのようにするのか、司書職全体の中できちんと位置づけるべきで、そうしたことも議論・検討する必要があると思いました。
- ・いろいろと認識を新たにいたしました。ありがとうございました。

- ・初めて参加しましたが大変有意義でした。準備された幹事の皆様に感謝します。
- ・プログラムの設定について、12:00～総会、13:00～研究集会で参加者は昼食の時間が取りにくい。遠方からの参加の場合は有難い面もあるが、非会員など総会に出席しない方にとっても入りにくいのでは…。総会11:00～として、昼？休憩を設けることで参加者の交流の時間をもつことができるメリットがあると思う。
- ・協会会員でありながら、「会費だけ参加」であったが、今回、初めてみなさんの聲に接し、大いに刺激を受けた。
- ・終了後、懇親会等で自由な意見交換ができればよかったと思う。
- ・文科省の方も一緒にディスカッションできると、参加者がより理解を深めることができると感じました。
- ・専門職認定と図書館法改正の関連性について…が、内容であると考えて参加したのでその関連性が明確でなかったことが残念でした。
- ・最新の情報を提供して頂けたことについては有難かったです。
- ・最期の質疑応答、色々と考えさせられました。
- ・大学における司書課程の科目等の構成や内容についてほとんど触れられなかったこと、及び具体的な意見交換がされなかったことが非常に残念でした。
- ・研修の問題と、大学教育の問題は、別なのではないでしょうか。
- ・文科省栗原氏の説明は、たいへんわかりやすいものでした。資料も役に立つものでした。
- ・文科省の栗原氏にもパネルディスカッションに加わっていただけて対立点を議論していただけたら良かった。
- ・大学での司書養成科目が、平成22年4月に施行することだけが決定している状況に驚いた。本当に準備が間に合うの？
- ・図書館法についての担当者のお話を直接伺うことができ、また、専門職員認定制度についてのお話を伺うことができよかったです。

質問6 教育部会の活動全般についての自由記入

- ・活動が教育内容の向上に資するとともに、司書の社会的認知と採用率（配置率）の向上につながることを望みます。
- ・今後も機会を見て出席したい。
- ・省令の内容について、会員の意見をうまく調整してほしい。
- ・いつも、時宜にあったテーマ設定をしてくださり勉強になります。
- ・幹事の皆さまのご努力に関し感謝いたします。
- ・継続教育やキャリアデザインについて、司書との関係を考える視点について、教育部会が果たす役割が期待されていると思います。

全国図書館大会図書館学教育分科会（第10分科会）

と き : 2008年9月19日(金) 9:30~16:30

と ころ : 神戸学院大学ポートアイランドキャンパス

〒650-8586 神戸市中央区港島1-1-3

テ ー マ : “図書館員養成”教育はどこに向かおうとしているのか?

要 旨 : 変貌しつつある図書館サービスを教育的観点から検討する。改正されたばかりの図書館法・施行規則等にも注目する。大学における科目の優先がうかがわれるが、科目内容はどうなるのか。すでに、教育内容は正の実態が、大学、学会、実務界にある。さらに再生した図書館員専門職認定制度を見る。これらを図書館員養成と繋ぎ検討する。

予定しているプログラム

9:30- 9:45 開会/部会長挨拶(志保田務図書館学教育部会長)

9:45-11:00 講演「これからの図書館検討協力者会議の活動」(葉袋秀樹氏 筑波大学)

11:00-11:15 「図書館法関係行政報告」(手塚健郎氏 文部科学省)

11:15-12:00 報告「JLAの専門職認定制度の進展」(大谷康晴氏 青山学院女子短期大学)

12:00-13:00 昼食

13:00-13:20 報告「司書養成カリキュラムの一提示」(田窪直規氏 近畿大学)

13:20-13:40 紹介「司書養成におけるJST科学技術文献データベース“JDream II”の活用について」(伊藤祥氏 科学技術振興機構)

13:40-14:00 報告「民間の<ライブラリー・アカデミー>」(谷一文子氏 図書館流通センター)

14:00-14:20 報告「LIPER提言のその後(検定試験案を中心に)」

14:20-14:35 休憩

14:35-16:25 パネルディスカッション

(上記講演・報告者、コーディネーター:山本順一幹事)

16:25-16:30 閉会挨拶

編集担当 〒631-8585 奈良市学園南3-1-3 帝塚山大学心理福祉学部 柴田正美
Tel. 0742-41-4863 Fax.0742-41-4905 E-mail: mshibata@tezukayama-u.ac.jp